



佐賀県公報

平成18年
12月18日
(月曜日)
第 12845号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

告 示

○道路の区域の変更

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

○ ○ ○

する。

平成十八年十二月十八日

選挙管理委員会の招集

(告示・四五) 四

○ 告 示

●佐賀県告示第七百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路

の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十二月十八日から平成十九年一月十
七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供
する。

平成十八年十二月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	区 間	道 路 の 区 域	後の別前 変更の別前
県道 千々賀神 田	区 間	道 路 の 区 域	後の別前 変更の別前
唐津市千々賀字山田川内八二四 番一地先から 唐津市山田字田中四六四四番一 地先まで	後	メートル 幅員	前
唐津市千々賀字山田川内八二四 番一地先から 唐津市山田字田中四六四四番一 地先まで	後	メートル 延長	四〇・七

線 線	区 間	道 路 の 区 域	後の別前 変更の別前
前	後	メートル 幅員	前
一三・四	一二・四 一三・四	一二・四 五 メートル 幅員	四二・六
二九三・六	二九三・〇	二九三・〇 メートル 延長	四一三・〇

道路の種類 及び路線名	区 間	道 路 の 区 域	後の別前 変更の別前
一般国道 二〇四号	唐津市長谷三番地先から 唐津市町田字イゲダ二一七八四 番一地先まで	唐津市長谷三番地先から 唐津市町田字イゲダ二一七八四 番一地先まで	前
	八二・七	四六・二	四〇・〇
	四二・六	四一三・〇	四一三・〇

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第七百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十二月十八日から平成十九年一月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十八日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名		区間	道路の区間	変更前	幅員	延長
県道	武雄多久線					
多久市多久町二一九〇番一地先から 多久市多久町二一八九番六地先まで	先から 多久市多久町二一九〇番一地	後	区間	三〇・〇	メートル	延長
一九・六	一一・四	前	区間	一一・四	メートル	延長
六四・五	六四・五		区間			

●佐賀県告示第七百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十二月十八日から平成十九年一月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十八日

佐賀県知事 古川康

道路の種類 及び路線名		区間	道路の区間	変更前	幅員	延長
県道	佐賀川副線					
佐賀郡川副町大字西古賀字二本谷三二〇番三地先から 佐賀郡川副町大字西古賀字四本谷九六八番一地先まで	谷三二〇番三地先から 佐賀郡川副町大字西古賀字四本谷九六八番一地先まで	後	区間	三〇・五	メートル	延長
一五・〇	一五・〇	前	区間	一五・〇	メートル	延長
一一六・五	一一六・五		区間			
平成十八年十二月十八日	佐賀県知事 古川康	供用開始の期日	供用開始の区間	路線名	県道 佐賀川副線	区間
平成一八・一二・一八	先まで					
佐賀郡川副町大字西古賀字二本谷三二〇番三地先から 佐賀郡川副町大字西古賀字四本谷九六八番一地	佐賀郡川副町大字西古賀字二本谷三二〇番三地先から 佐賀郡川副町大字西古賀字四本谷九六八番一地					

●佐賀県告示第七百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十八年十二月十八日から平成十九年一月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十八日

佐賀県知事 古川康

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十八年十二月十八日から平成十九年一月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十八日

○ 公 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公表します。

平成18年12月18日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

鳥栖市弥生が丘四丁目40番、41番、46番及び47番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区元赤坂一丁目2番7号

鹿島リース株式会社

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年12月18日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
43	小城市小城町字鯖岡小路385番5	平成18年12月7日	4.10～6.96 (4.00～6.96)	24.40

る。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年12月18日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
44	小城市牛津町上砥川字三本松441番3	平成18年12月7日	6.00 (54.18)	54.33

る。

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

平成18年12月18日

佐賀県知事 古川 康

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成18年12月18日

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
42	三養基郡みやき大字江口字新土居内一ノ角2866番1及び字新土居内二ノ角3248番1	平成18年12月7日 (4.03～6.99)	4.03～7.18 (4.03～6.99)	46.64

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第四十五号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十八年十二月十八日

佐賀県選挙管理委員会
委員長 松尾紀男

一日時 平成十八年十二月十九日 午後一時三十分

二場所 選挙管理委員会室

三 議題

- (一) 佐賀県知事選挙及び県議会議員選挙の主要事務日程について
- (二) その他

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年十二月十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷